

〈論文〉

ヒアリング調査からみえる漂着ごみ問題の実状
— 長崎県・富山県・山形県・宮崎県・島根県・鹿児島県^{*1} —

浅野 一 弘

1. はじめに—海岸漂着物処理推進法の成立—

朝日新聞社が提供する「聞蔵Ⅱビジュアル・フォーライブラリー」をもちいると、2013年12月31日時点までの期間で、「漂着ごみ」の語をふくむ『朝日新聞』の紙面は295件、また、「漂着ゴミ」というワードの入った記事は104件、存在する。これを時系列でみてみると、「漂着ごみ」の場合、1991年：2件、1994年：1件、1996年：1件、1997年：1件、1998年：6件、1999年：4件、2000年：8件、2001年：6件、2002年：8件、2003年：12件、2004年：5件、2005年：11件、2006年：36件、2007年：40件、2008年：34件、2009年：48件、2010年：19件、2011年：17件、2012年：24件、2013年：12件となっている^{*2}。一方、「漂着ゴミ」のほうの内訳は、1990年：1件、1998年：3件、2000年：1件、2001年：1件、2002年：3件、2003年：3件、2004年：3件、2005年：4件、2006年：20件、2007年：11件、2008年：8件、2009年：22件、2010年：5件、2011年：3件、2012年：9件、2013年：7件という具合になっている^{*3}。

また、「日経テレコン21」によると、『日本経済新聞』で、「漂着ごみ」をふくむ記事件数は36件（1998年：5件、2002年：1件、2003年：2件、2005年：1件、2006年：6件、2007年：4件、2008年：3件、2009年：8件、2010年：2件、2012年：1件、2013年：3件）、他方、「漂着ゴミ」のワードが入った紙面は18件（1994年：1件、1999年：1件、2000年：1件、2003年：1件、2004年：1件、2007年：4件、2008年：3件、2009年：1件、2010年：3件、2012年：2件）となっている^{*4}。

このように、新聞記事には、「漂着ごみ」と「漂着ゴミ」とする表記がもちいられているが、環境省によれば、ひらがな表記とカタカナ表記の混在については、「つかい方が若干いい加減な部分がこれまであった」とのことで、「もともとは、カタカナで書いてあった」ものを「ここ1～2年（2012～2013年）のあいだに、こう（ひらがな）変えていこうとい

うこと」で、「いま修正をはかっているところ」（カッコ内、引用者補足）だそうである^{*5}。

いずれにせよ、上記の数値からも、漂着ごみをめぐる問題が顕在化しはじめたのは、1990年代以降といってよかろう。そうしたなか、漂着ごみをひろう活動も展開しはじめた。だが、当初は、「ごみは、ひろってもひろっても、莫大な量がくる」うえに、「現実に即してない法律でやらざるを得なかった」のが実状であった。そのため、たとえば、沖縄県の「竹富では毎月やっていたごみひろいの活動を『もうやらないで』と、年4回にした」というケースもみられるほどだ^{*6}。そこで、漂着ごみを処理するための法整備が喫緊の課題となって、浮上してきた。

そして、ようやく、2009年7月15日に、海岸漂着物処理推進法（＝「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」）が成立した。同法の成立にあたっては、自民党・衆議院議員であった加藤紘一が存在が大きいという。一般社団法人 JEAN・代表理事の金子博が、山形県の「庄内において、海岸にいくと、ごみのじゅうたんであった。さらに、沖合の飛島にいったら、びっくり」するほど、漂着ごみが蓄積していたのだ^{*7}。そこで、特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス理事でもある金子は、同団体の「理事の佐藤（丈晴）が市議会議員になった」（カッコ内、引用者補足）のを好機ととらえ、「新年会でとなりの席にしてもらって」、自民党の加藤に対して、「1時間ほど、写真をみせながら、話をした」という。そして、「その2～3カ月後、与党のなかで、勉強会をやろうという話になった」のだ^{*8}。

こうした背景には、「加藤代議士が現場へ足を運んでもらった」ことで、もともと、「ハンゲルや中国語のごみが多いと思った」加藤に、現実には、「日本のごみが多いことを示した」事実が大きい。それによって、「加藤氏が、海を選挙区にかかえる議員に声をかけ、3回か4回くらい勉強会をやった」のだ。とはいえ、勉強会レベルでは、権限が「弱いので、委員会にしなければならない」との思いから、自民党内に、「特別委員会を設置」する運びとなった。そうして、「関係する省庁の課長級が、よばれるようになった」りもし、「最終的に、法制度の整備をはかるべきだ」との結論にいたったようだ^{*9}。

完成した法案には、「海洋ごみは入っていない」など、満足いく内容ではなかったものの、「当時、政権交代が確実視されていたので」、JEANのメンバーたちは、同法案を受け入れることとなったという^{*10}。そのため、JEANの関係者は、「自民党案ができた段階で、野党にも説明にいった」りして、同法案の成立に尽力したのであった。2009年7月15日に公布・施行された、海岸漂着物処理推進法について、JEAN事務局長の小島あずさは、内容面は、「60点でいい。たりないものは、あとから、たしていこうという話になった」と、

一定の評価をくだしている。そして、「通常、法改正は5年ぐらいがふつうだが、60点満点なので、3年で見直しをしましょうとの附帯決議がついた」とも語っている^{*11}。これは、同法・附則の2にある、「政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況その他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」という部分をさしている。

ちなみに、同法の立法過程について、「全会一致で、政治的な対決法案というわけではない」ので、「その意味では、国会と行政の協力はうまくいった」との認識を示した、環境省の担当者によると、「ごみという認識がつかったが、ごみだけじゃなくて、不要物かどうかかわからないので」、同法では、「海岸漂着物ということばをつかった」とのことである^{*12}。いずれにせよ、海岸漂着物処理推進法の成立によって、漂着ごみ問題の解決にむけたとりくみが進展していくことが期待された。

2. 漂着ごみ問題の現状

(1) 都道府県の策定する地域計画

では、漂着ごみ問題が、これほどまでに注目をあつめるようになったにもかかわらず、なぜ、この問題へのとりくみが劇的にすすんでいかないのでしょうか。その解答の一端は、「漂着ごみも重要な問題ではある。しかし、いま、そくしなければならぬというわけではない。どうしても、予算措置があとまわしになっているのが現状」ということばにみてとれよう^{*13}。極端ないい方をするならば、「政策課題を国で考える場合に、人が死んでいるかいなか」が、重要な判断ポイントとなるということであろう^{*14}。

そのためであろうか、海岸漂着物処理推進法・第14条1項で、「都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進するための計画（以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。）を作成するものとする」と明記されているものの、地域計画を策定している自治体は、33団体（70.21%）にとどまっているのが実状である（2014年1月末現在）^{*15}。もっとも、このなかには、東京都のように、地域計画策定ずみとの分類がなされてはいるものの、「小笠原でだけつくる」という方法がとられ、「東京都全体としては計画をつくらぬ」というケース^{*16}や「平成22年に一度着手して、あらかた平成23年末には現在とおなじかたちのものができていた」が、「平成25年以降の国の

財政措置がみえなかったので、計画をつくってなにもできないということではいけないので、動向をうかがっておった。目途がついて、算段がついたので、だした」とする、島根県のような事例もある^{*17}。

また、地域計画の未策定団体には、海岸のない栃木県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、奈良県がふくまれているもの^{*18}、同時に、海岸を有する福島県、静岡県、岡山県、広島県の4県も入っている。福島県の場合、東日本大震災の影響によって、策定作業が順調にすすまないという可能性も考えられるが、関係者のあいだから、とりわけ、「岡山県と広島県は、地域計画をつくることを検討していないし、つくるつもりもない」との声がもれてくる。それは、「カキパイプがでて実態はわかっている」からであるという^{*19}。要するに、漁師のなかに、カキパイプを故意に流すということを「悪いとわかってやっている輩がまざっている」ため、万一、行政機関が、積極的に、地域計画策定の音頭をとった場合、パンドラの箱をひらいてしまうことにつながるというわけだ^{*20}。なお、岡山県と広島県については、「平成24年のグリーンニューディールの予算をみても、意識はひくい」との近隣県の指摘もある^{*21}。

通常、漁師にとって、自分たちの生活の糧となる海を汚すということは想定しづらい。だが、漂着ごみのなかには、「漁師さんで、故意に流す人もいる」のが実態で、「漁業関係者のモラルのひくさは、県庁の担当課からも、『だめだよねえ』という声が聞こえてくる」との発言^{*22}や「漁業関係者の意識がたかいたとは意識していない」^{*23}、「議会でも問題になったが、漁業関係者の意識はたかくない」^{*24}とするコメントもある。そこには、「漂着ごみでは、ほんとうに漁民が困っているかといえば、そうではない」という事実が大きく関係している。たとえば、長崎県では、漂着ごみが、「漁業そのものには、それほど深刻ではない」との思いが漁師のあいだに存在するという^{*25}。そのため、漂着ごみに対する漁師の意識はたかまらないというわけだ。

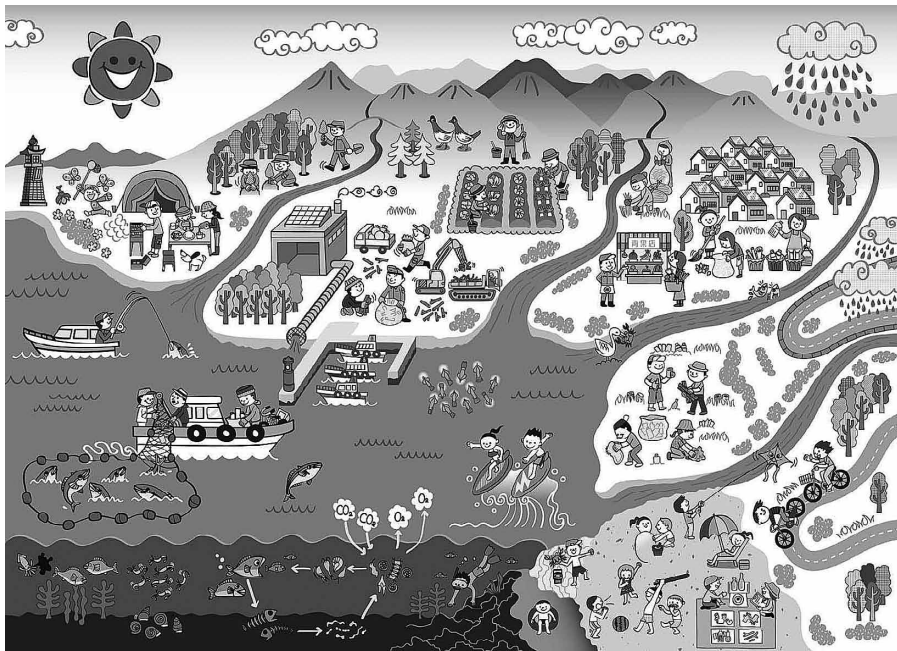
しかしながら、こうした漁師がいる一方で、「網の投棄や漁具の投棄は、ほとんど聞いたことがない。故意にやったということはない」とする隠岐の島町^{*26}や「漁港内については、漁協が自分たちで船をだして回収している。自主性がたかい」とする宮崎県のような事例もある^{*27}。さらに、「ハマチとかの養殖漁業がさかん」な「鹿児島県の垂水漁協では、漁具の改善がはかられ、海ごみが減ってきた」という事例が、報告されるまでにいたっているという^{*28}。

いずれにせよ、漁業系のごみは、「不法投棄が原因なのか、風で流されてしまったのかが、はっきりしない」とはいうものの^{*29}、今後は、漁師を対象とした発生抑制の啓発活動を活発に展開していく必要があるように思えてならない。

ところで、発生抑制という観点に着目すると、海岸漂着物処理推進法・第5条には、「海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければならない」との文言がみられる。ということは、同法の本質からすると、たとえ、海岸のない自治体であっても、漂着ごみ問題に対して、熱心にとりくむ姿勢が求められているのだ。そこには、「発生抑制」というところで、川からごみがいつているという状況は、確実にある」との考えがみとれる^{*30}。そのため、たとえば、富山県では、「上流域の人もふくめてがんばっていこう」とする地域計画を策定したという^{*31}。したがって、同県の計画には、「報道などでは、国外が発生源と考えられる海岸漂着物等に注目が集まっていますが、本県の海岸漂着物等の多くは河川を通じて海域に流れ出ていると考えられることから、海岸域だけでなく、上流域を含む河川流域が一体となって廃棄物の発生抑制に取り組む必要があります」との記述がみられる^{*32}。そして、「海岸漂着物対策の基本的方向性」という項目のなかの「効果的な発生抑制の推進」という部分で、あらためて、「海岸を有する地域のみならず、河川の上流域を含む全ての地域において、ごみなどの効果的な発生抑制、循環的利用及び適正処理を推進する」ことが明記されている^{*33}。

しかも、同計画のなかには、めざすべき海岸の姿として、次頁のような図が挿入されている。担当者によれば、「立山連峰から、30～40キロで海につく」という、「もともと、なじみのある図なので、解説がしやすい」ため、この図をもりこんだという。とはいえ、役所の内部では、「漂着物の計画なので」、図を入れることには、「最初、受け入れがたい面があった」ようだ。にもかかわらず、最終的に、地域計画のなかに、図がもりこまれるようになった背景には、「4年もNPECに出向していた」、ある担当者の尽力があったという。この担当者は、もともと、このアイデアをだした人物であり、あくまでも、「具体的イメージでおみせすとの意識」から、図の挿入にこだわったという。そして、各都道府県の「地域計画は、みなさん、それぞれ特色もってつくっておられる」なかで、富山県では、「文字だけでなく、イメージ図で示した」、有意義な地域計画が策定されることとなったのだ^{*34}。

【図 全ての県民が一体となって守り育てる「美しく豊かで、県民が安全に気持ちよく利用できる海岸」】



出所：「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」（2011年3月）（http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00010492/00513121.pdf [2014年8月28日]），15頁。

なお、ここでいう NPEC とは、財団法人 環日本海環境協力センターのことをさしており、「富山県の水質が落ちはじめていた」を受けて、「自治体レベルの国際協力をすすめるのに、なにかやりたいということで、海を中心にやっというということで、やってきた」団体である。同団体の「職員は10名あまり」で、「県のOBが1名、現役が6名（環境：4名、漁業：1名、事務局：1名）」という構成である。このNPECでは、漂着ごみに関して、「処理も大事だけれど、発生抑制がいちばん大事」との認識がもたれており、この考え方が、県庁の担当者とのあいだでも共有されているようだ。この背景には、「富山県は、ごみをつうじて、環境先端県として、北東アジア地域でやっていきたい」との自負があるにちがいない^{*35}。それによって、富山県は、ほかの都道府県にくらべても、ユニークな地域計画を有することとなったのだ^{*36}。

また、発生抑制という視点では、外国からの漂着ごみの多い対馬市で、「すべてが、国外のごみではなく、対馬市民もごみをだしている」、とりわけ、「水崎のほうは、湾内になっているから、対馬の人がだしている」との発想から^{*37}、「海岸線だけでなく河川等流域を含めたごみの発生抑制について、住民に対する啓発対策を講じていく」としているこ

とは、注目にあたいる^{*38}。だが、現実には、「沿岸市町にとってみれば、自分たちの問題。山のほうの市町にとっては遠い問題」という側面があることも忘れてはならない。このほか、「台風で山がごそとくずれて、木が流れるので、啓発で止められるレベルではない」との指摘をする自治体もあった^{*39}。近年の土砂崩れのニュースなどをみていると、今後、こうした視点での議論も必要となっていくことはまちがいなからう。

(2) アクター間の協力関係

海岸漂着物処理推進法・第29条1項には、「政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない」との規定がある。この点に関連して、たとえば、長崎県庁からは、グリーンニューディール（GND）というかたちで、「お金を国からだしてくれるので」、漂着ごみの多い「対馬などは、20年もやっていないところをとったりしている」ように、「県の単独の少額の補助では、何十年かけてやっていてもできなかった」ことができるようになり、「国からの財政措置が明確になったのはよかった。しかし、ばらまきようになり、ボランティアのさまたげになってしまう」「ボランティアで、海岸清掃をやるという意識はさがった。両手をあげて喜べない」との批判も、提起されている。ここには、「未来永劫も、お金ができればいいが、このさき、でなくなる時のことも考えておく必要がある」との視点がみてとれる^{*40}。

こうした見方がある一方で、ボランティアに対しては、「最近では、仲よくなってきたが、『清潔をたもつ』ということで、対立があった」なかで、「災害のときに流れついたときは、行政がやります。それ以外の通常の流れついたものは、ボランティアで、という意識」が形成されてきたとする島根県庁の発言^{*41}や「サーフィンをされている方」をはじめ、「自分たちがだすようなごみは、ボランティアでやっている」との鹿児島県熊毛支庁のコメントもある。とりわけ、鹿児島県・種子島の「中種子町だけは、いっせいに町民みんなが、ごみひろいをする」。「砂浜の海岸が多い」同町は、「サーフィンのメッカ」で、「意識がちがう。あそこだけは、自分たちで機械を購入したりしている」という^{*42}。また、おなじ鹿児島県内の西之表市でも、「旅館やホテルから、一緒にやろうとはいってこない」ものの、「カヤックやスキューバを商売してくれる人は、熱心にやってくれる」「こっちに報告はありませんけども、ボランティアでごみをひろっている」「サーフィンをするグループに、毎月1回、10人程度で回収をしてもらっている」との回答が得られている^{*43}。そのうえ、毎年「5月の最終土曜日に、飛鳥クリーンアップを実施している」山形県庄内総合支庁では、「渡航費の一部が自己負担であるにもかかわらず、毎年、定員にたっている」だけでなく、

「ほかの地域にも、普及するようになってきた」との声も聞かれたほどだ^{*44}。

もっとも、こうした見解に対しては、「ボランティアやNPOというが、あくまでもイベント」として、漂着ごみをひろっているだけで、「実利がともなわないとやらない」存在でしかないとの手厳しいコメントもある^{*45}。

そこで、なんらかの工夫をくわえて、よりよい改善をこころみていこうとの観点から、富山県庁では、「グリーンニューディールは、県をとおして、市町村にわたすというものであったが、市町村さんのほうにやってもらうほうがいい。県をとおしてではなく、直接的にお金が市町村さんに入るほうがいい」との方向性を模索するむきもある^{*46}。こうした声が出てくる背後には、「そのときどきのごみの状況は、市町村がいちばんよくわかっている」のであって^{*47}、住民にちかい基礎自治体をとおしたやり方のほうが、ボランティアとの連携もうまくいくとの考えにもつながっているようだ。

くわえて、漂着ごみに関する「苦情の第一報は、市のほうにくる。海岸線500キロのうち、県の管理が150キロ。しかも、人目につく海岸が多く、本来なら、県に何とかしてもらいべきだが、結果的には、市が主導して解決する」ことが多く、「実際、管理するのは、市町村」であり、「県がいつも監視しながらやるわけでないので、市町村にすべての権限を財源と一緒にわたしてくれれば、効果的なものができる」との声^{*48}や、さらには、市が「県と意思疎通ができないことがある」などの実状も大きく関係している^{*49}。だが、なかには、「この法律ができて、お金をわたすんでやってくれんかといったが、けんか別れした。財政については、県も負担するからといったが、マンパワー的なところ」で、市町村とは折りあわなかったとする自治体もある^{*50}。

このように、都道府県と市町村との関係がうまくいっていない事例はほかにもある。たとえば、「西之表市さんからは、海岸が汚れているから、何とかしてほしいとの声があった」ものの、「基本的には、県からの呼びかけで、市町村からあがってくることはない」との見方も根づよい^{*51}。他方、西之表市役所の立場にたつと、「当初、県から送られてきた文書には、市町村がやると書いてあり、抗議したことがあった」「海岸の漂着物のごみをなくすため、ごみをださない、すてないと呼びかけている」が、管轄する「熊毛支庁としては、呼びかけは、市がやることだと思っている」ようで、「補助事業も、県が受けているので、そのまま県がやればいい」との対立の構図もみられる^{*52}。これは、「いままでは、市町村も協力してやってきたが」、地域計画が策定されたことで、「うちじゃあないというのが、ふえてきている」という事情も関係しているとみてよからう。だが、「このままだと、きたお金を法律にひっかからないようやっているだけで、話はできていない」状態だけがつついていくこととなってしまうのであり、「縦割り行政じゃあなくて、県とか市町村が

やっつけていけるところをだして」いく姿勢が求められる^{*53}。もっとも、この点に関連しては、「都道府県と市町村の関係は、いままで、市町村がやっていたが、法律ができたことによって、それは、都道府県がやることでしょ、となっている」「海岸管理者として、まずは、都道府県の担当者が動け」とする、特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス・理事の金子博の発言があることも付言しておきたい^{*54}。とはいえ、都道府県と市町村の協働が、うまく機能することで、より有意義な漂着ごみ対策が講じられることは想像に難くない。その意味で、「市町村さんとうまく役割分担してやれている。うまくいっているほう」とする富山県の現状から、われわれは、なんらかの教訓をみちびきだす必要があるのかもしれない^{*55}。

もっとも、こうした縦割り行政的な関係は、なにも、都道府県と市町村だけのものとはかぎらない。たとえば、支庁と「内陸部のため、現場がみられない」本庁とのあいだにも、温度差が「かなりあります」とする声もある^{*56}。したがって、今後は、海岸漂着物処理推進法・第12条にある、「国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者との間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする」との文言をより意味のあるものとしていくことも重要となろう。

3. 結び

本論の冒頭でみたように、「漂着ごみ」と「漂着ゴミ」の語をふくむ『朝日新聞』の記事は、おのおの、295件、104件、存在する（2013年12月31日現在）。たとえば、これを海岸漂着物処理推進法のなかにある、「海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物」（第2条1項）である「海岸漂着物」という語で検索してみると、ヒット件数は49件にまで減少する（1990年：1件、1993年：1件、1998年：1件、1999年：1件、2000年：1件、2001年：1件、2002年：1件、2003年：2件、2005年：1件、2006年：1件、2008年：1件、2009年：11件、2010年：9件、2011年：3件、2012年：6件、2013年：8件）。さらに、「海岸漂着物処理推進法」ということばをふくむ記事となると、その件数は、わずか19件となってしまふ（2009年：6件、2010年：8件、2011年：1件、2012年：2件、2013年：2件）^{*57}。

この事実からもわかるように、今後は、漂着ごみをひろうという活動を展開していくことはもちろん、海岸漂着物処理推進法への理解を深めていくことも重要ではなからうか^{*58}。

その一環として、たとえば、現行のやり方では、漂着ごみの「問題が、あたかも、地域の問題におちいってしまった」ような印象をあたえてしまっており、今後は、「国が基本計画＝全体像をつくるべきだ」との意見にも、耳をかたむける必要がある^{*59}。

さらには、海岸漂着物処理推進法の正式名称に、ふたたび注目することも重要である。というのは、同法は、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」である。この「頭文字の16字『美しく豊かな自然を保護するための』」の部分は、「河川等を経由して海域に流出するごみがたいへん多いことから、海岸を有する市町村、住民だけの問題ではなく、日本国民全体の問題であるとの認識を法案名にも入れ込む」ことを目的としていたものだ^{*60}。こうした事実がもっと強調されていくと、今後は、発生抑制の意識もたかまわっていくにちがひなからう^{*61}。もしかすると、そうした方策よりも、地方自治体にとっては、「恒久的な国の財源措置をご配慮いただければ、というのが本音」であるかもしれない。だが、漂着ごみの回収には、国からの資金が「なくなったからといって、急にレベルをさげることで、県民が我慢できるのか」という問題もある^{*62}。そのためにも、資金のかからない方法である、人々の意識変革＝発生抑制につとめることはいうまでもない。こうした方策と同時に、さらには、「漂着した流木を肥料などにできないかを研究」するなどのスタンスも必要であろう^{*63}。

他方で、「波がパーッときて打ちあげるが、またあるとき、波がパーッときて、漂着ごみがなくなる」^{*64}「一晩で、大量のごみがきたり、一晩でなくなったりする。1回とっても、またつぎの日には、ごみがガーッとある。自然には勝てない、どうやっても」^{*65}「1回きれいにしたら、それで終わりかという、3カ月後にはまた、もとにもどる。現場では、放っとけば、またどこかにいくんじゃんとの声もある」^{*66}ということもまた、事実である^{*67}。そのため、担当職員は、ふだんの業務のなかで、「スポットライトがドーンとあたっているわけではない」漂着ごみ問題を「片手間にやっている」のが実状であるようだ。担当者によれば、「NPOは、これオンリーでやっている」かもしれないが、役所では、「本来の業務のなかでやっているんで、手がまわらないのが正直」なところだという^{*68}。

とはいえ、「ごみ自体が多様化してくるようになった」ため、「冬に、冷蔵庫やクーラーが漂着していることがある」という自治体も存在するし^{*69}、「ウミガメの産卵の障害になっている」とする宮崎県のようなケースもある^{*70}。地方自治体が財政難で苦しんでいるなか、「流れてくるごみを地元だけで、というのは無理がある、と町長はいつもいっている。国民全体として考えてほしい」との声がでてくるのも当然といえよう^{*71}。そうなると、漂着ごみの回収・処理のため、「政党助成金じゃないけど、1人350円というように、国民の

コンセンサスを得てやっていく」というのも、一策かもしれない^{*72}。いずれにせよ、われわれは、発生抑制もふくめて、漂着ごみ問題と真摯にむきあっていかなければならない状態におかれていることだけはまちがいない。

注

- * 1 本論は、科学研究費助成事業・基盤研究（c）「海岸漂着物の処理対策と行政の危機管理」（研究課題番号：23530178）でのヒアリング調査などからみえてきた、漂着ごみ問題の一端である。
- なお、本論の執筆にあたっては、下記のヒアリング調査をもとにしている。
- ・2011年9月5日：一般社団法人 JEAN（東京都）
 - ・2011年9月6日：環境省（東京都）
 - ・2012年2月20日：五島市役所（長崎県）
 - ・2012年2月21日：長崎県庁
 - ・2012年8月27日：財団法人 環日本海環境協力センター（富山県）
 - ・2012年8月27日：富山県庁
 - ・2012年10月9日：対馬市役所（長崎県）
 - ・2013年2月17日：特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス（山形県）
 - ・2013年2月18日：山形県庄内総合支庁
 - ・2013年2月19日：山形県庁
 - ・2013年2月25日：宮崎県庁
 - ・2013年2月26日：日南市役所（宮崎県）
 - ・2013年9月2日：隠岐の島町役場（島根県）
 - ・2013年9月3日：島根県庁
 - ・2014年2月24日：鹿児島県熊毛支庁
 - ・2014年2月24日：西之表市役所（鹿児島県）
 - ・2014年2月26日：鹿児島県庁
- * 2 ちなみに、「漂着ごみ」というワードをふくんだ最初の記事は、『『海岸美化財団』設立へ発起人会 広域的清掃目標を設定 神奈川』とのタイトルで、「清掃事業では、県や市町など管理主体が違うため清潔度に差がある現在の清掃方式を改め、広域的な『清掃目標』を設定する。また、台風・大雨などによる大量の漂着ごみ清掃は県の負担とするなど、責任分担の明確化を図る」との文脈のなかでつかわれている（『朝日新聞』〔神奈川版〕1991年3月24日）。
- * 3 ちなみに、「漂着ゴミ」の語が入ったはじめての記事は、「“韓国ゴミ”急増中 漁船が投棄？ 山口・二位の浜」と題するもので、「ハングル文字入りのゴミはこの数年急増、漂着ゴミの半分以上を占める。近海で操業する韓国漁船のアナゴ用漁具や備えつけのものと見られる冷蔵庫も漂着した」というつかわれ方をしていた（『朝日新聞』〔西部版〕1990年5月2日〔夕〕、8面）。
- * 4 なお、『日本経済新聞』の場合、「漂着ごみ」をふくむはじめての記事は、「漂着ごみ大量に、韓国や中台などから－防大教授調べ、汚染の可能性。」との見出しのもので、「海岸線一キロ当たりのごみの個数が最も多かったのは新潟県・佐渡島の南西部にある海岸で二百七十個。このほか、山形県酒田市の飛鳥や長崎県の壱岐、対馬など日本海側の離島の海岸、沖縄県・八重山列島の石垣島や西表島でも海外からの漂着ごみが多く、対馬海流や日本海流など、大きな海流に近いところほど漂着量も増加する傾向が浮かび上がった」というかたちで、登場している（『日本経済新聞』1998年2月3日〔夕〕、16面）。また、「漂着ゴミ」の語が入った、最初の記事は「浜に散らばっているゴミは実は一週間ほど掃除しなかった。地元から出るゴミは何とか防ぐシフトができたが、問題は海水の汚れと漂着ゴミ。年々ひどくなる」という内容からなる、「京都・網野町、踏めば琴の音、歌や伝説生む（いきいきニッポン）」であった（『日本経済新聞』1994年10月1日〔夕〕、3面）。
- * 5 環境省へのヒアリング調査（2011年9月6日）。
- * 6 一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査（2011年9月5日）。
- * 7 同上。

- * 8 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査 (2013年2月17日)。
- * 9 一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 (2011年9月5日)。
- * 10 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査 (2013年2月17日)。ただ、同団体へのヒアリング調査では、「河川と一体となった書きぶりにしてもらえてよかった」との発言も得られた (同上)。

また、「漂流ごみ、海底ごみのことはなにも書いていないので、書いてもらいたい」(長崎県庁へのヒアリング調査 [2012年2月21日]) や「できれば、漂流の段階で、とってしまいたい」にもかかわらず、「この法律が、漂着物だけで、漂流しているごみはできない」(鹿児島県庁へのヒアリング調査 [2014年2月26日]) といった指摘が、都道府県の担当者からできてきていることも付言しておきたい。
- * 11 一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 (2011年9月5日)。
- * 12 環境省へのヒアリング調査 (2011年9月6日)。
- * 13 五島市役所へのヒアリング調査 (2012年2月20日)。
- * 14 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査 (2013年2月17日)。
- * 15 「海岸漂着物処理推進法 施行状況調査」(http://www.env.go.jp/water/marine_litter/conf/c02-08/ref04.pdf [2014年8月28日]), 1頁。

なお、地域計画の策定にあたって、国からは、「特段の指導はなかった」とする自治体があった (鹿児島県庁へのヒアリング調査 [2014年2月26日])。
- * 16 一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 (2011年9月5日)。

ちなみに、東京都では、小笠原諸島だけでなく、「伊豆諸島における海岸漂着物対策を計画的・効率的に実施していくため、海岸漂着物処理推進法に基づく地域計画を『伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画 (案)』として取りまとめましたので、都民の皆様からご意見を募集します」として、2014年5月20日～6月2日のあいだ、パブリックコメントを実施している (https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/general_waste/marine_litter.html [2014年8月28日])。
- * 17 鳥根県庁へのヒアリング調査 (2013年9月3日)。
- * 18 「漂流・漂着ごみに関する現状」(http://www.env.go.jp/water/marine_litter/conf/c02-08/mat03.pdf [2014年8月28日]), 5頁。

環境省の担当者によれば、「地域計画を作成する、しないは、都道府県の判断」ではあるものの、「海あり県、海なし県、関係なしに、地域計画を策定してもらおうのがぞましい」と発言していることは注目にあたいする (環境省へのヒアリング調査 [2011年9月6日])。
- * 19 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査 (2013年2月17日)。
- * 20 一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 (2011年9月5日)。
- * 21 鳥根県庁へのヒアリング調査 (2013年9月3日)。
- * 22 同上。
- * 23 山形県庁へのヒアリング調査 (2013年2月19日)。
- * 24 隠岐の島町役場へのヒアリング調査 (2013年9月2日)。
- * 25 長崎県庁へのヒアリング調査 (2012年2月21日)。
- * 26 隠岐の島町役場へのヒアリング調査 (2013年9月2日)。
- * 27 宮崎県庁へのヒアリング調査 (2013年2月25日)。

宮崎県の場合、日南市役所においても、「海にもぐってて、しかけに網がからまっている様子を見て、ダイバーさんをつかってとったりするので、意識はたかい」との声を得ている (日南市役所へのヒアリング調査 [2013年2月26日])。
- * 28 一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 (2011年9月5日)。
- * 29 環境省へのヒアリング調査 (2011年9月6日)。

- * 30 鹿児島県庁へのヒアリング調査 (2014年2月26日)。
- * 31 富山県庁へのヒアリング調査 (2012年8月27日)。
- * 32 「富山県海岸漂着物対策推進地域計画」(2011年3月) (http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00010492/00513121.pdf [2014年8月28日]), 12頁。
- * 33 同上, 16頁。
- * 34 富山県庁へのヒアリング調査 (2012年8月27日)。
鳥根県の場合, 「県としても, いろんな計画を案の段階から入手していた」ものの, 結局できあがったのは, 「パッとしない地域計画」でしかなく, 「こうなったら清掃しましょうと, 具体的なことを書いていない」ようだ (鳥根県庁へのヒアリング調査 [2013年9月3日])。
- * 35 財団法人 環日本海環境協力センターへのヒアリング調査 (2012年8月27日)。
ちなみに, 山形県庁では, 「富山の方が熱心にやっていた」との声を得ている (山形県庁へのヒアリング調査 [2013年2月19日])。
- * 36 富山県の担当者によると, 「計画作成で, 富山県らしさをだすのに, 苦労した」ものの, 最終的に, 「こうした計画ができたのは, NPECがあるのが大きい」とのことである (富山県庁へのヒアリング調査 [2012年8月27日])。
- * 37 対馬市役所へのヒアリング調査 (2012年10月9日)。
- * 38 対馬市役所の資料 (長崎県対馬市「漂着ごみの現状と対策」, 7頁)。
- * 39 宮崎県庁へのヒアリング調査 (2013年2月25日)。
- * 40 長崎県庁へのヒアリング調査 (2012年2月21日)。
グリーンニューディールをめぐるっては, 「人手がたりないところは, 漁協などをつうじてやると, グリーンニューディールでお金になるバイトよとなり, マイナスになった側面がある」として, 「海ごみ対策ではなく, 雇用対策に特化したものであった」との批判もみられる (一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 [2011年9月5日])。
- * 41 鳥根県庁へのヒアリング調査 (2013年9月3日)。
- * 42 鹿児島県熊毛支庁へのヒアリング調査 (2014年2月24日)。
ただ, 「中種子町は, 自分たちでやっているが, 高齢化がすすむとたいへん」との懸念も有しているようだ (同上)。
- * 43 西之表市役所へのヒアリング調査 (2014年2月24日)。
もっとも, 同市では, 2013年の「大量漂着のときに, 商工会が音頭をとって, 旅館やホテルがやったことはある」としている (同上)。
- * 44 山形県庄内総合支庁へのヒアリング (2013年2月18日)。
このような動きは, 海岸漂着物処理推進法・第25条1項の「国及び地方公共団体は, 海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し, これらの民間の団体等との緊密な連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする」との文言と関連するものとみてよからう。
- * 45 五島市役所へのヒアリング調査 (2012年2月20日)。
こうした意見がでてくるのは, 「長崎は, 全国のなかでは, 海ごみが深刻な問題」となっており, 漂着ごみ問題で, ほかの都道府県以上に, 「苦労していた」からかもしれない (一般社団法人 JEAN へのヒアリング調査 [2011年9月5日])。
- * 46 富山県庁へのヒアリング調査 (2012年8月27日)。
- * 47 鳥根県庁へのヒアリング調査 (2013年9月3日)。
- * 48 五島市役所へのヒアリング調査 (2012年2月20日)。
- * 49 対馬市役所へのヒアリング調査 (2012年10月9日)。
- * 50 鳥根県庁へのヒアリング調査 (2013年9月3日)。

- * 51 鹿児島県熊毛支庁へのヒアリング調査（2014年2月24日）。
- * 52 西之表市役所へのヒアリング調査（2014年2月24日）。
- * 53 鹿児島県熊毛支庁へのヒアリング調査（2014年2月24日）。
- * 54 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査（2013年2月17日）。

金子は、「地域計画をつくれるようになった。お金もついた。思ったときに、すぐに動けるお金がでた。このことは、担当者にとっては、みる機会、考える機会ができた。担当者が、少し頭をつかいはじめた」ことを意味するものであるが、「市町村は、処理するごみの量がふえてしまったので、こんなはずでない」と不満をこぼしていると述べている（同上）。
- * 55 富山県庁へのヒアリング調査（2012年8月27日）。
- * 56 山形県庄内総合支庁へのヒアリング調査（2013年2月18日）。
- * 57 なお、掲載記事の内訳は、山形県版：5件、全国版：2件、富山県版：2件で、あとは、北海道版、秋田県版、新潟県版、石川県版、名古屋版、三重県版、大阪版、鳥取県版、香川県版、西部版に、おのおの1件ずつとなっている。
- * 58 たとえば、対馬市役所では、「法律ができたことで、関心がたかまったのは事実であり、その意味で、よかった」との回答が得られたものの、一般の人々への浸透度は、依然としてひくいようである（対馬市役所へのヒアリング調査〔2012年10月9日〕）。
- * 59 特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査（2013年2月17日）。
- * 60 金子博「海洋ごみ問題から考える流域一体的な海岸管理」『河川』No.756, 47頁。
- * 61 もっとも、発生源を知るため、「ごみの調査をすると、肥料袋やビニール袋が流れている」うえに、「農作業で飲みりボピタンD」もあるのであって、協議会に、「だす側に入ってもらおうとして」、声をかけたものの、「漁協は入ってくれたが、農協は入ってくれてない」という地域もあるようだ（特定非営利活動法人 パートナーシップオフィスへのヒアリング調査〔2013年2月17日〕）。

同地域では、庄内総合支庁へのヒアリングでも、「農業関係者の意識はひくい」との回答を得ている（山形県庄内総合支庁へのヒアリング調査〔2013年2月18日〕）。
- * 62 山形県庄内総合支庁へのヒアリング調査（2013年2月18日）。
- * 63 同上。
- * 64 富山県庁へのヒアリング調査（2012年8月27日）。
- * 65 鹿児島県熊毛支庁へのヒアリング調査（2014年2月24日）。
- * 66 鳥根県庁へのヒアリング調査（2013年9月3日）。
- * 67 富山県庁へのヒアリング調査（2012年8月27日）。
- * 68 山形県庁へのヒアリング調査（2013年2月19日）。

西之表市役所からは、「尿処理場の建てかえや合併浄化槽の設置に力点があり、海岸のほうは、ちょっとぐらごみがあっても、予算をけずってしまう」との認識（西之表市役所へのヒアリング調査〔2014年2月24日〕）が、また、鳥根県庁においても、環境生活部の業務は、「実状を話すと、インフラ的なものを優先して、漂着物はその次」とのコメント（鳥根県庁へのヒアリング調査〔2013年9月3日〕）が、さらには、鹿児島県熊毛支庁でも、漂着ごみは、「いろいろある事業のうちの1つのメニューにしかすぎない」という意見（鹿児島県熊毛支庁へのヒアリング調査〔2014年2月24日〕）が表明されている。
- * 69 対馬市役所へのヒアリング調査（2012年10月9日）。
- * 70 宮崎県庁へのヒアリング調査（2013年2月25日）。
- * 71 隠岐の島町役場へのヒアリング調査（2013年9月2日）。
- * 72 山形県庁へのヒアリング調査（2013年2月19日）。

【主要参考文献】

- ・高野恵亮「海岸漂着物処理推進法の成立－そのプロセスと意義－」『嘉悦大学研究論集』第55巻第2号。
- ・宗像優「漂着ごみ問題の現状と行政の対応－長崎県の取組みを事例として－」『エコノミクス』第13巻第1・2号。
- ・横大道聡「翻訳 海洋ごみの調査, 防止及び削減に関する法律 (米国)」『法学論集』第47巻第1号。